

大阪広域水道企業団物品等調達見積合せ実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪広域水道企業団契約規程運用（平成30年企契第1156号。以下「運用」という。）第13条関係第4項に規定する物品等調達見積合せ（以下「調達見積合せ」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「物品等」とは、有形固定資産（土地を除く。）、物品及びたな卸資産のうち、大阪広域水道企業団契約規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第19号。以下「規程」という。）第11条第2号に規定する額以下のものをいう。

2 この要領のその他の用語の意義は、規程及び運用の定めるところによる。

(参加資格)

第3条 大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が実施する調達見積合せ（岸和田水道センター、八尾水道センター、富田林水道センター、柏原水道センター、高石水道センター、藤井寺水道センター、泉南水道センター、四條畷水道センター、大阪狭山水道センター、阪南水道センター、豊能地域水道センター、忠岡水道センター、熊取水道センター、田尻水道センター、岬水道センター、又は南河内地域水道センター（以下これらを「水道センター」という。）が実施するものを除く。）に参加できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、大阪府内に事業所を有するものとする。

(1) 企業団の入札参加登録者

(2) 過去2年の間に、国（公庫及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び契約金額をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、誠実に履行した者で、大阪広域水道企業団物品等調達見積合せ参加申請書（別記様式。以下「参加申請書」という。）を提出している者

(3) 既に企業団と取引実績のある者

2 水道センターが実施する調達見積合せに参加できる者（以下前項の規定により調達見積合せに参加できる者と合わせて「参加資格業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 前項の規定に該当する者

(2) 前号に掲げるもののほか、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に、企業団との水道事業の統合に伴う廃止前の四條畷市、太子町又は千早赤阪村の水道事業において取引実績のある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、企業団との水道事業の統合に伴う廃止前の泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町又は岬町の水道事業において取引実績のある者

(4) 前3号に掲げるもののほか、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に、企業団との水道事業の統合に伴う廃止前の藤井寺市、大阪狭山市、熊取町又は河南町の水道事業において取引実績のある者

(5) 前4号に掲げるもののほか、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に、

企業団との水道事業の統合に伴う廃止前の能勢町の水道事業において取引実績のある者

- (6) 前5号に掲げるもののほか、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、企業団との水道事業の統合に伴う廃止前の岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市の水道事業において取引実績のある者

(調達見積合せに参加できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、企業団が実施する調達見積合せに参加できないものとする。

- (1) 採用者になったにもかかわらず、契約を締結しなかった者、契約の履行遅滞により遅滞料の請求がなされた者及び参加資格業者の責により契約の解除がなされた者
 - (2) 大阪広域水道企業団入札参加停止要綱（平成23年企契第29号。以下「入札参加停止要綱」という。）により入札参加停止の措置を受けている者
- 2 前項第1号に係る参加できない期間は、入札参加停止要綱の別表第二号及び第三号に準ずる。ただし、その始期については、当該事実発生日（契約の履行遅滞により遅滞料の請求がなされた場合は、その遅滞料を請求した日、契約の解除がなされた場合は、その解除を決定した日とする。）の翌日から起算するものとする。

(物品等の例外)

第5条 次の各号に掲げるものについては、調達見積合せの対象からは除くものとする。

- (1) 運用第13条関係第1項及び第2項に掲げるもの
 - (2) 災害発生時における応急対策に要する物品等
 - (3) 緊急の必要等特段の理由により、調達見積合せを経て調達することが、困難又は不利となる物品等
- 2 予定価格が30万円以下の物品等については、調達見積合せから除くことができる。

(調達見積合せの手続)

第6条 各所属は、調達見積合せを実施しようとするときは、企業団のウェブページで公開する調達見積合せ案件（以下「案件」という。）の内容について決定した後、大阪広域水道企業団CMSにより、案件名、見積書提出期限、発注所属名等を所定の様式に入力し、規格などの明細を記載した仕様書を添付するものとする。

- 2 予定価格は、購入予定物品等の市場流通価格、過去の購入実績額、予算額等を勘案して決定するものとする。
- 3 仕様書に記載する参加条件は、原則として、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定めるものをいう。）とする。
- 4 案件の公開は、原則として、毎週木曜日の17時に行うものとする。
- 5 見積書の提出期限は、原則として、案件公開日の4開庁日後の17時とする。ただし、必要に応じて変更することができる。

(案件の取下げの禁止)

第7条 公開中の案件は正当な理由がある場合を除き、これを取り下げることはできない。

(調達見積合せの中止等)

第8条 調達見積合せに参加しようとする参加資格業者が談合その他不正行為又は不穏な

行為をなす等、調達見積合せを公正に執行することができないと認められるときは、当該調達見積合せを取りやめなければならない。

- 2 第 14 条に規定する採用者が決定した後において、談合その他不正行為による調達見積合せがあったと認められるときは、当該調達見積合せを無効とする。
- 3 天災等により不測の事態が生じ、やむを得ない理由があるときは、当該調達見積合せを無効とすることができる。

(同等品の提示)

第 9 条 案件の公開時に、仕様書において同等品可とした購入予定物品等について、参加資格業者から同等品の提示があったときは、当該物品等のメーカー、商品名、規格、型番その他必要な事項が記載された書面を徴取しなければならない。なお、必要があるときは、その他の方法によることができる。

- 2 前項の規定に基づき同等品の提示があったときは、購入予定物品等と同等であるか否かを判断し、速やかに回答しなければならない。

(同等品の定義)

第 10 条 前条の同等品とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 購入予定物品等と同様の形態であり、使用目的、作成目的等が同じもの
- (2) 購入予定物品等の通常販売価格と比較する物品等の通常販売価格の差が概ね 2 倍以内のもの

(見積書の受付)

第 11 条 発注所属は、見積書が持参された順あるいは郵送等で受け付けた順に番号を付し、受付簿に記入するものとする。

- 2 見積書は、所定の様式あるいはその様式の内容を満たし、かつ、見積書提出期限までに物品等発注担当者が受け付けたものを有効とする。

(無効の見積書)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、これを無効とする。

- (1) 当該調達見積合せの参加資格業者でないものが提出した見積書
- (2) 見積金額のないもの
- (3) 参加資格業者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者氏名）のないもの
- (4) 見積金額の記載が不明確なもの
- (5) 見積金額の記載を訂正したもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、調達見積合せの仕様書等の条件に違反した見積書

(見積結果判定)

第 13 条 見積結果判定は、見積書の受付締切後速やかに行わなければならない。

- 2 前項の見積結果判定により採用者がある場合は、速やかに当該採用者に連絡するものとする。
- 3 見積結果については、企業団のウェブページに公表するものとする。

(採用者の決定)

第 14 条 採用者は、予定価格の範囲内で、かつ、最も少額の見積額を提示した者とする。
2 採用となるべき同価格の見積額を提示した者が 2 人以上いる場合は、くじにより採用者を決定するものとする。

(採用者がいない場合の取扱い)

第 15 条 採用者がいない場合は、納品期限を変更して再度の調達見積合せを行う。又は予定価格の範囲内で 2 人以上の見積書を徴した上で随意契約によることができる。

(障害が発生した場合の対応)

第 16 条 災害やネットワーク障害等により案件を公開できない場合又は公開中の案件が長時間閲覧できない場合は、案件を取り下げることができる。

2 財務会計システムが運用不能となった場合の支出負担行為等の支出事務処理は、大阪広域水道企業団緊急時の財務に関する事務処理要領（平成 23 年企財第 3025 号）を準用する。

(免責事項)

第 17 条 企業団は、参加資格業者が公開中の案件及び見積結果等の調達見積合せ情報（以下「調達見積合せ情報」という。）を閲覧したことにより発生した損害及び当該業者が第三者に与えた損害（ウイルス等による場合を含む。）について、一切の責任を負わないものとする。

2 企業団は、災害、事変等企業団の責によらない事由により調達見積合せ情報の閲覧が不能となった場合、そのために生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、財務課長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 23 年 3 月 31 日以前に廃止前の大阪府水道部会計規程運用(平成 16 年水管第 2052 号) 第 50 条関係に規定する債権債務者登録票の作成が完了している者は、第 3 条第 2 号に規定する参加申請書の提出があったものとみなす。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日付け企財第 3112 号）

(施行期日)

1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 4 条の規定は、平成 27 年 6 月 1 日以後に公開する案件について適用し、同日前に公開した案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 12 条の規定は、令和 3 年 11 月 1 日以後に公開する案件について適用し、同日前に公開した案件については。なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。